

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

回 覧

令和2年7月6日

自治会の皆様へ

蔵持町里自治会

会長 岩本 哲夫



会員数確定と自治会規約改定に向けて

猛暑の候、区民の皆様方には、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、区の行政全般にわたり、ご理解ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

自治会構成員名簿を確定するため、ご協力いただきありがとうございました。

すでにご案内のように、里区が平成20年春に認可地縁法人として出発したのは、地方自治法の改正により団体名義での不動産登記等が可能になったことが根本的な理由です。したがって、それに付随する様々な法整備は二義的な問題と思われませんが、そこでいくつかの不都合もありますので少し時間がかかりそうですが、ひとつひとつ取り組んでいきたいと思ひます。

- ◆ まずは、皆様方のご協力で今年度の当自治会の会員数は155名と確定できました。
- ◆ 次に、表決権の問題が課題となります。

これについては、規約第21条で「会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。」とし、同第2項で「前項の規定にかかわらず、次の事項以外の会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。」となっています。（この部分については、どういう事情かわかりませんが、皆様方が持っておられる規約に不正確な記述がある可能性があります。市の地域経営室で確認したところ、これが正しい記述です。）

- ◆ 堅い言葉で言うと、直接民主制か代議員制かということになりますが、折角確定していた構成員による直接民主制については実行するための物理的条件がそろっていません。コミュニティセンターには100名以上もの人が一堂に会して会議を行うようなスペースはともありません。これまで1世帯1票による代議員制によってしか表決が行われてこなかったのもある意味当然です。
- ◆ 総務省のガイダンスに基づくということですが、規約の記述にも問題があります。面倒な議論は省略しますが、すぐにはわかりにくいというだけでなく、両義的な解釈の余地を残します。意味は、要するに1世帯1票制ということです。（これについては、家族数によって1/3票となったり、1/4票となったり、厳密にいうと会員間で平等とは言えないという問題があります。）
- ◆ さらに今一番問題なのは、1世帯1票による表決には制約があり、「(3) 役員の選任」はこれによっては表決できません。すなわち、現役員である我々も正規の規約に則って選任されていないということにもなります。（このことについて市の地域経営室は、過去については追認すると言っていますが――）
- ◆ 以上から我々としては、「会員の所属する世帯の会員数分の1」という記述を「1世帯1票制」という記述に改め、「次の事項」の中にある「(3) 役員の選任」を削除することを提案したいと思います。これについては市の地域経営室は難色を示していますが、ネットで見ると全国の他の地域でも例があることでもあり引き続き交渉していきます。あまり急ぐことでもありませんが、区民の皆さん方にもご検討をよろしくお願いします。
- ◆ 地縁法人化の積極的な意義は認めつつも、これまでの慣習や実情からかけ離れたルールについては、もっと柔軟な運用ができるよう今後も市に要望していきたいと思います。